

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和3年4月26日

丸森町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。）（以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置づけられた。

このことを受け本町では、平成29年7月に新体制に移行し、推進体制を確立、昨年令和2年7月には改選が行われ、新たな委員が選任された。

本町は、平地と中山間地が混在し、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっていることから、地域の実態に応じた取り組みが必要となっている。

特に中山間の地域では、人口が減少し離農者が増えていることから遊休農地荒廃農地の増大が懸念されている。

これらを踏まえ農業委員会は、優良な農地の確保のため、農地利用状況と所有者の意向を的確に把握し「人・農地プラン」等地域の実情に則した計画に沿って担い手農家への集積・集約化を図るとともに、遊休農地の発生防止に取り組む必要がある。

また、新規参入を促進するため、現地での受け入れ態勢の調整や農業基盤整備のために必要な農地の斡旋等ができる体制整備が必要である。

このことから、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「委員」という。）が連携し、他の施策と一体的に推進することで、農業委員会の責務である「農地の利用最適化」が図られるよう、法第7条第1項に基づく「農地の利用の最適化の推進に関する指針」として以下のとおり定める。

なおこの指針は、本町における農業経営基盤の強化の促進に係る施策の一体的推進を図る必要があることから、町で定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」、「丸森町農業振興ビジョン」（平成30年3月）との整合を図りつつ、令和9年度末を目標として策定し、この間、委員改選ごと（3年ごと）その検証・見直しを行う。

第2 具体的な推進指針と目標

1 具体的な推進指針

(1) 担い手への農地利用の集積・集約化及び遊休農地化の発生・防止に向けた具体的な推進指針

① 農地の利用調整と利用権設定について

- ・農地の利用権調整については、町で定める「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」を踏まえて目標を定め、この目標達成のため町等関係機関と協力して事業推進を図る。
- ・農地の集積・集約が可能な平坦部においては、地域での話し合いをしながら作業効率が高まるよう担い手への集積・集約を図り土地の有効利用を推進する。
- ・土地の広がり狭く、形状が不規則な耕地の中山間地においては、担い手確保の推進及びその地域に適した農業の効率的経営ができるよう、実情に合わせた農地の集積・集約を推進する。

② 農地中間管理機構等との連携について

- ・農地中間管理機構、町、農協等と連携して農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを推進する。

③ 農地の利用状況の把握について

- ・農地法に規定する利用状況調査及び意向調査を実施し、優良農地の荒廃化防止と有効利用に資する。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進指針

① 関係機関との連携について

町、農地中間管理機構等関係機関と連携し、参入希望者に対する情報提供と参入環境を整備する。

② 農業委員会のフォローアップ活動について

新規参入後における農業経営や地域交流について関係機関と協力して必要な支援を行う。

- ・担い手確保支援事業
- ・農業次世代人材投資事業（経営開始型） 等

2 推進目標について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和3年3月)	2, 8 1 0 ha	4 1 4 ha	1 4 . 7 3 %
3年後の目標 (令和6年3月)	2, 8 1 0 ha	4 0 8 ha	1 4 . 5 2 %
目 標 (令和10年3月)	2, 8 1 0 ha	4 0 0 ha	1 4 . 2 3 %

注1：第2次丸森町環境基本計画では2028年までに遊休農地400haを目標としている。

注2：農業委員会の区域内の遊休農地の発生状況が地域（平地農業地域、中山間地域等）によって著しい相違があるときは、当該地域ごとに記述する。

(2) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和3年3月)	2, 8 1 0 ha	7 9 8 ha	2 8 . 4 0 %
3年後の目標 (令和6年3月)	2, 8 1 0 ha	1, 6 8 6 ha	6 0 . 0 0 %
目 標 (令和10年3月)	2, 8 1 0 ha	2, 2 4 8 ha	8 0 . 0 0 %

注1：「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積率は80%（宮城県では90%、丸森町では70%）を目標としている。

注2：農業委員会の区域内の農地利用集積目標が地域（平地農業地域、中山間地域等）によって著しい相違があるときは、地域ごとに記述する。

(3) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (個人) (新規参入者取得面積)
現 状 (令和3年3月)	3人 (0.0ha)
3年後の目標 (令和6年3月)	5人 (5.0ha)
目 標 (令和10年3月)	5人 (5.0ha)

注：新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内に必要な経営体数を試算する。また、新規参入者は、認定新規就農者とする。

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」